

天草市木質バイオマスボイラー導入 FS 業務委託に係る公募型プロポーザル実施説明書

次のとおり（公募型）プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 8 年 10 月 30 日

天草市長 馬場 昭治

1 実施の目的

近年、世界的なエネルギー需給の変動や地政学的要因などによる化石燃料価格が高騰し、公共施設等における燃料費負担の増加が大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、天草市では、地域内に存在する森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの導入を推進し、化石燃料使用量の低減することを目的とし、併せて温室効果ガス排出量の削減、エネルギーの地産地消を図ることを目的とした木質バイオマスを燃料とするバイオマスボイラーの導入 FS（フィージビリティスタディ）を実施する。

本事業の実施に当たっては、施設特性や運用条件等を十分に踏まえ、経済性、環境性能及び維持管理性に優れた設備導入を行う必要があることから、専門的知見、技術力及び実績を有する事業者を広く公募し、価格のみならず企画提案内容、実施体制及び事業遂行能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 天草市木質バイオマスボイラー導入 FS 業務委託
- (2) 対象施設 天草市総合交流施設 愛夢里 （熊本県天草市河浦町河浦 4747 番地 1）
- (3) 業務内容 別紙「業務説明書（仕様書）」のとおりに
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- (5) 契約上限金額 3,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 代表者及び契約締結代表者が、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による、更生又は再生手続きをしている法人でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる者でないこと。
- (5) 天草市物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領若しくは、天草市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でない者。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市税の滞納がない者。
- (7) 当該プロポーザルに付する業務に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者。
- (8) 営業開始後 1 年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業再開後 1 年を

経過していない者のいずれにも該当しない者。

- (9) 国（独立行政法人等を含む。）又は地方自治体から受注した木質バイオマスボイラー関連の実施設計業務に関する業務実績を過去５年間に複数有していること。
- (10) 当該業務を円滑に推進するために必要な経営基盤を有し、かつ十分な管理機能を有していること。
- (11) 当該業務を的確に遂行できる組織、人員等を有していること。
- (12) 関連する部門の技術士及び一級建築士を有する事務所であること。

4 実施説明書、業務説明書（仕様書）等の交付

- (1) 交付期間 令和８年１０月３０日（金）から１１月９日（月）まで
- (2) 交付方法 天草市ホームページに記載する。

[天草市ホームページ] ⇒ [観光情報] ⇒ [観光・産業・しごと] ⇒ [入札・契約] ⇒ [公募型指名競争入札・プロポーザル情報] の当該ホームページ内からダウンロード可能

5 実施説明書、業務説明書（仕様書）等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票（様式第７号）に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。

- (1) 質問の受付場所 15に同じ
- (2) 質問の受付期間 令和８年１０月３０日（金）から１１月６日（金）午後５時１５分まで。
- (3) 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、天草市ホームページに掲載する。

6 参加表明書の提出

当該プロポーザル手続きにおいて、技術提案書の提出者を選定するため、参加を希望する者は、参加を表明する書類として以下の書類を提出する。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式第１号）

※天草市指名競争入札（見積）参加資格者未登録の場合は下記（ア）（イ）を添付すること。

（ア）滞納のない証明書（国税・市税を含む地方税）

（イ）営業に関し、許可・認可等を必要とする場合は、その許可証の写し

イ 会社概要（様式第２号）

ウ 業務実績調書（様式第３号）

エ 業務の実施体制（様式第４号）

オ 配置予定技術者調書（様式第５号の１、５号の２）

カ 参考見積書（任意様式）

(2) 作成にあたっての注意事項

ア A４縦長左綴じでクリップ留めとして、合計１部作成する。

イ 業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。

(3) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限 令和８年１１月９日（月） 午後５時１５分まで（必着）

※提出期限後に到着した参加表明書等は無効とする。

イ 提出場所 15に同じ

ウ 提出部数 １部

エ 提出方法 持参、郵送またはメール

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 参加表明書の審査等（技術提案書の提出要請）

- ア 提出されたプロポーザル参加表明書については、本市職員のうちから選任する「愛夢里木質バイオマスボイラー導入FS業務委託プロポーザル審査会」が評価をおこない、技術提案書の提出者を選定する。選定された者には技術提案書の提出要請書を送付し、技術提案書の提出を求める。
- イ 参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- ウ イによる通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。
- エ ウにより説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

7 技術提案書の提出

(1) 技術提案に必要な書類及び提出部数

- ア 技術提案書（様式第6号） 原本1部
- イ 企画提案書（任意様式） 原本1部、副本6部
※審査項目及び評価基準、仕様書を踏まえ作成。A4版26ページ以内
- ウ 工程表（任意様式） 1部
- エ 見積書及び内訳書（任意様式） 1部
※技術提案に基づく積算を行うこと

(2) 技術提案書の提出方法等

- ア 提出期限 令和8年11月27日（金） 午後5時15分まで（必着）
※提出期限後に到着した技術提案書等は無効とする。
- イ 提出場所 15に同じ
- ウ 提出方法 持参、郵送またはメール
※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

8 ヒアリング（選考会）の実施

- (1) 日程 令和8年12月4日（金）（予定） 詳細については対象者に別途連絡する。
- (2) ヒアリングについては、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された技術提案書等のみを使用し、追加の資料配布は認めないものとする。
- (3) ヒアリングにおいて、机、椅子、モニター1台及び電源は当市で用意するが、パソコンは提案者側で用意すること。なお提案者側が持ち込んだ物品を使用しても可とする。
- (4) 本審査への出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（準備5分、説明15分以内、質疑10分程度）を予定している。

9 審査項目及び評価基準

技術提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

(1) 企画提案内容等に関する項目【配点60点】

- ア 提案の的確性（業務に対する理解が十分で、提案内容が条件と整合性が図れているか）
- イ 業務遂行能力（業務に対する取り組み意欲が高く円滑な業務遂行が可能か）
- ウ 提案の実現性（合理的な実施方針やスケジュールであるか）

(2) 実施体制、実績等に関する項目【配点 20 点】

- ア 実施体制（業務責任者・担当者に同種業務の実績があり、内容が評価されるものであるか）
- イ 業務実績（同種・類似事業の実績があり、内容が評価されるものであるか）

(3) 見積金額・ヒアリングに関する項目【配点 20 点】

- ア 見積金額（提案内容に対して適正な積算であり、内訳に妥当性があるか）
- イ ヒアリング（説明が明瞭、根拠が明確、業務に対する取組意欲、質問に対する応対等）

(4) 契約候補者の選定

- ア 提出された技術提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- イ 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
- エ 提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

10 審査結果の通知・公表

- (1) 全提案者の順位と点数は、技術提案書等を提出した全ての者に書面にて通知するとともに、天草市ホームページにおいて公表する。
- (2) 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明
 - ア 10(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
 - イ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり
 - （ア）受付場所 15 に同じ
 - （イ）受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
 - ウ アに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。
 - エ 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

11 契約の締結

- (1) 受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 契約保証金の納付義務
 - 有。ただし、天草市契約規則第 20 条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の可否
 - 作成を要する。
- (4) 支払条件
 - 後払いとする。ただし、委託者が必要と認める場合は、その限りではない。

1.2 無効となる提案等

- (1) 次に該当する提案は無効とする。
 - ア 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案
 - イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 本説明書に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 見積金額が2(4)における契約上限金額を超える提案
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (2) 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

1.3 その他留意事項

- (1) 技術提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに参加を希望する者で、本市の競争入札参加資格を有していない者は、令和8年11月30日(月)までに、天草市ホームページに掲載している「天草市入札参加資格審査申請システム」に指名競争入札(見積)参加資格審査に必要な事項の入力及び所定の書類データを添付することで資格審査の申請を行い、契約の締結日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

問合せ先：天草市総務部契約検査課物品契約係

電 話：0969-23-1111(代表)

- (3) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 1者に付き提案は1つとし、複数の提案はできない。
- (5) 契約内容の履行にあたり、技術提案書等に記載した実施体制の変更は原則として認めない。
ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りでない。
- (6) 技術提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面により届け出るものとする。
- (7) 技術提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (8) 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、天草市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は技術提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提出された技術提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (10) 選定しなかった技術提案書は、返却する。
- (11) 技術提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

1.4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおり

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和8年10月30日(金)から 令和8年11月9日(月)まで
参加表明書審査結果通知及び技術提案書提出要請	令和8年11月13日(金)
技術提案書の提出	技術提案書提出要請日 から令和8年11月27日(金)まで

ヒアリング	令和 8 年 12 月 4 日（金）予定 ※技術提案書提出要請と併せて通知
技術提案書審査結果の通知	令和 8 年 12 月 7 日（月）予定
契約締結	令和 8 年 12 月 10 日（木）予定

15 担当部署

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒863-8631 熊本県天草市東浜町 8 番 1 号

天草市観光文化部観光振興課観光施設係

電話：0969-32-6787・FAX：0969-23-1999

メールアドレス kankou-a@city.amakusa.lg.jp